

## はじめに

現在の社会は、時代の激変に伴い、経済問題、高齢化問題、環境問題、まちづくり問題など様々な問題が提起され、社会自体が変化しつつあります。

また、個々人の思いや人間としての存在が尊重され、活力ある豊かな社会とするために、様々な場面で、社会そのものが変化しなければならなくなっています。

この様な状況のなかで、(価値観も変化し、心の豊かさが求められ、)ボランティア団体やNPO法人等により福祉、環境、国際交流、人権などに関する多様な活動が展開されるとともに、それらの活動は社会に不可欠のものとなりつつあります。

これら市民による活動は、本来、自主・自立した活動であるべきですが、社会貢献という点からすると、歴史の浅い団体も多く、様々な課題も抱えています。(佐倉市第3次総合計画においても市民参加の環境づくりとして、市民参加機会の拡充と参加意識の高揚が重要なテーマとして取り上げられています。)

懇話会では、こうした経緯を踏まえ、公(行政)・共(市民公益活動)・私(家庭等プライベート)の関係や、企業も含めた社会における役割分担と相互関係のあり方、協働のあり方、行政の推進策について検討しました。

さて、NPO等の市民活動を考える際には、(社会のあり方や市民についても考えざるを得ないため、)市民社会とは何かということまでさかのぼり検討を加えました。その結果、全体としての社会は、公共性を持った市民が担うべきものであり、企業にも社会責任が求められること、行政も社会の一部を担う存在であり、お互いの役割分担と協働が必要であることを共通認識として進めることとしました。

また、NPO等についての理解のためには、活動に着目した視点と組織に着目した視点の整理が必要です。NPO等の理解が難しいのは、こうした視点の区別が十分でなかったことに原因があると言えるでしょう。

そこで、活動という面では、個人の活動から法人格を取得しての活動まで、様々な段階があり、そうした段階に応じて市民公益活動をゆるやかに幅広く定義すべきとの結論となりました。他方、組織という面では、NPOと行政との協働やパートナーシップなどからみて、信頼と自己責任の関係も踏まえた定義と施策を提言することとしました。

いうまでもなく、この提言は、最初の一步であり、それぞれの立場を尊重し、信頼関係を築くということから進め、この芽をつぶすことなく、お互いの理解により地道な活動が展開されることを期待されます。

以上、この提言書は市民公益活動に関する総論部分と早急を実施すべき事業を加えた内容となっています。この提言の趣旨が十分に理解され、平成14年度に

において、各論部分の検討を行い、基本指針を策定するとともに、市民公益活動の推進を図るため必要な措置が取られることを要請します。

## 目 次

1 . 市民公益活動（団体）とは -----	1
（ 1 ）「市民公益活動（団体）」についてのいろいろな考え方 -----	1
「（市民公益）活動」に関する議論 -----	1
〔公益性に関して〕 -----	2
〔非営利性に関して〕 -----	2
「（市民公益活動）団体」に関する議論 -----	3
〔まとめ〕 -----	5
（ 2 ）市民公益活動の背景と期待される役割 -----	5
背景 -----	6
市民社会のあり方 -----	6
社会システムに関する要因 -----	8
文化的・社会的要因 -----	9
市民公益活動に期待される役割 -----	9
多様な市民ニーズに対応したサービスの提供 -----	10
自己実現と協働社会の創造 -----	10
（ 3 ）市民公益活動の課題 -----	11
サービス面での課題 -----	11
自立と自己責任の面での課題 -----	12
活動上の課題 -----	12
2 . 佐倉市における市民公益活動団体の現状と課題 -----	13
（ 1 ）団体の現状 -----	13
設立経緯 -----	13
活動分野 -----	13
活動範囲 -----	14
団体規模 -----	14
活動状況 -----	14
（ 2 ）団体から提出された今後の課題 -----	14
活動の信頼性と透明性 -----	15

活動上の障害 .....	1 5
行政との関係 .....	1 6
( 3 ) まとめ .....	1 6
3 . 市民公益活動推進のための基本的方策 .....	1 7
( 1 ) 推進に当たっての基本的な姿勢 .....	1 7
市民や市民団体の主体性・自主性の尊重 .....	1 7
公平で公正な施策の推進 .....	1 7
公開性、透明性の確保 .....	1 8
( 2 ) 推進策の基本的な手法 .....	1 8
基盤づくり .....	1 8
きっかけづくり .....	1 8
ネットワークづくり .....	1 9
( 3 ) 具体的に考えられる諸事業 .....	1 9
情報の収集及び提供 .....	1 9
交流ネットワークづくり .....	2 0
市民への啓発 .....	2 0
活動場所、資機材の提供 .....	2 0
( 仮 ) 市民公益活動サポートセンター	
相談体制の整備 .....	2 1
活動に関する学習機会の提供 .....	2 1
財政的支援の検討 .....	2 2
全庁的な支援の推進 .....	2 2
- 当面の行政への提言 - .....	2 3
( 1 ) 活動場所、資機材の提供 .....	2 3
( 2 ) 市民公益活動に関する各論部分の検討 .....	2 4
( 3 ) 全庁的な支援の推進 .....	2 4
( 4 ) 市民への啓発活動の推進 .....	2 4
( 5 ) 市民への情報提供の推進 .....	2 4

## 1. 市民公益活動（団体）とは

### (1) 「市民公益活動（団体）」についてのいろいろな考え方

市民公益活動とは、「市民又は市民団体等が主体となって継続的・自発的に行う社会貢献活動」のことです。

「市民公益活動」とか「NPO」といった用語に関しては、これまで様々な議論がなされていますし、同じ言葉が人によって違う意味合いで用いられることも少なくありません。そこで、私どもの懇話会では、それらの議論について共通の認識を得るために、最大公約数的な定義を試みることから、議論を始めました。このことは、市民公益活動に関する市民の皆さんの関心を喚起し、市民公益活動に対する理解を深めるためにも、有益だと考えたからです。

以下では、これまで必ずしも十分に認識されてこなかったように思われる「(市民公益)活動」とそれを行う「団体」とを区別した上で、その簡単な定義(特徴)をまとめ、これに関する議論を整理してみることとします。

#### 「(市民公益)活動」に関する議論

市民公益活動といえるためには、「社会一般の利益(いわゆる「公益」)に資する活動その他の社会貢献活動を、非営利目的で行うものであること」が必要です。

「NPO」とは、「Non-Profit Organization」(=非営利の組織)の頭文字をとったものですから、その活動の定義(特徴)として要求されているのは、本来、「非営利」ということだけのはずですが、しかし、一般的には、単に非営利というだけではなく、「不特定多数の人の利益」あるいは「社会一般の利益」の増進を図るような活動でなければならないものと理解されています。いわゆる「公益性」の要件と言われるものです。実際、NPO法と言われる「特定非営利活動促進法」にいう「特定非営利活動」でも、この公益性が要求されています。

しかし、この「公益性」という用語は、その意味するところが必ずしも明確ではありませんし、また、「非営利性」についても一般にこの用語から理解される意味合いと法律用語としての意味合いとがかなり違っているために、議論が混乱することが少なくありません。以下、この2つについて議論を整理してみます。

〔公益性に関して〕

「公益」とは、上述しましたように、「不特定多数の者の利益」「社会一般の利益」のことを意味しますが、これを逆に言えば、身内など特定の個人・団体の利益（＝私益）や、特定の会員や仲間相互間の利益（＝共益）ではない、ということなのです。

しかし、現実には、何が公益か、特に公益と共益の区別は何か、といった事柄は、それほど単純・明確ではありません。社会一般の利益などというものは、社会の変化や市民のニーズとともに変化するものだからです。

冒頭で、市民公益活動を「社会一般の利益その他の社会貢献活動」と幅広く定義したのは、このようなことにかんがみだからです。もちろん、この定義によっても「何が社会貢献活動か」というような問題も残るのですが、佐倉市民の考える「社会貢献活動」を行政と市民とが一緒になって議論していくための「やわらかい定義」としては、この方が適切ではないか、と考えたからです。

〔参考〕町内会・自治会の活動は「公益」か「共益」か？

この「公益性」の議論に関して、よく取り上げられるものに、町内会・自治会の活動があります。なぜならば、町内会・自治会は、一般に、その対象区域や会員という制限があるもの、すなわち「共益」を目的とする団体だからです。

しかし、現実の町内会・自治会の活動を見てみると、まちづくり、福祉や環境、交通安全対策への取り組みなど、市民公益活動と類似の活動が少なくありません。これを特定地域の活動とか会員相互間の利益を目的とする活動として、一律に「市民公益活動」ではない、と断定するのは問題だと考えます。確かに、町内会・自治会の行う活動については、プライバシーの問題や運営面で課題があるとして改善すべきとの指摘もありますが、災害時等も含め市民からは期待が寄せられていて、地域コミュニティでは欠くことのできない存在だからです。

このような意味においても、町内会や自治会の行う活動のうち「社会貢献活動」と目されるものについては、たとえ共益的な活動ではあっても、これを「市民公益活動」の中に含めることが適当ではないか、と考えます。

〔非営利性に関して〕

次に、「非営利」とは何かですが、その法律的な意味合いは「その活動によって生じた剰余金を、出資等に応じて構成員に分配しない」ということです。決して、その活動が無償で行われなければならない、収益事業をしてはならない、というような意味ではありません。

したがって、「市民公益活動」の中には、典型的なボランティアのように一切の対価を取らない活動から、材料費や交通費等の実費だけは負担してもらう活動（いわゆる「有償ボランティア」と呼ばれている活動）、さらには通常の意味での「対価」を徴収する収益的活動まで、様々なものが含まれることとなります。

〔参考〕有償・無償／収益事業とボランティアについて

これまで、「非営利」活動というと、対価を一切取らない無償の活動でなくてはならないと

の見方がされてきたように思います。しかし、上述のように、有償か無償かについては、労働の対価を得ることが有償なのか、材料費や交通費だけでも有償なのか、何に対しての費用かということに加え、サービスの受け手がどう捉えるかということもあり、議論となってきました。サービスの受け手の側からは、多少の料金を払っても地域の中で対等の関係でいたいという人もいますし、提供する側からもエコ・マネーにもつながる活動の様に、活動ができる時には活動し、サービスの提供を受けたい時には遠慮なく受けたいとの考えも理解できます。

また、ボランティアについても、従前から、「ボランティアの基本的な要件は、自主性・自発性と無償性にある」とされてきました。非営利目的の社会貢献活動ということで、無償制を原則とするボランティア活動が含まれるのは当然ですが、しかし、地域社会ではそれ以外にも多様な活動が展開されており、市民が自主的に行う儲けを目的としない社会のための活動であれば、仮に有償であったとしても、ここでいう非営利の要件は満たしているとしてよいということになるのではないのでしょうか。

#### 〔参考〕企業の社会貢献活動

「非営利性」の観点からもう一つ問題となり得るものに、営利企業（株式会社など）が行う社会貢献活動があります。いくら「営利目的・利潤追求」の企業であっても、地域社会に貢献することは重要な事柄であるとの考えは、これまでもなかったわけではなく、その利益の一部を各種の寄付や税金として社会還元するということは、行われてきました。しかし、昨今では、「企業の社会責任」の考え方はますます強くなってきており、「フィランソロピー」（注1）という用語に現われているように、企業イメージの向上といった直接的な評価の面からだけでなく、地域社会の一員として、より積極的な地域社会への貢献などの取り組みがなされています。

また、近年、企業と公益の例としてTMO、タウン・マネジメント・オーガニゼーション（注2）があります。活動しているのは、企業の会員組織であるとしても、活動の利益が不特定多数・社会全般に及ぶのであれば、それは公益と判断できるからです。この事業に市民が係わるという動きもあります。

このような企業の社会貢献活動についても、単に営利企業の活動と理解するのではなく、その活動が企業本体の営利活動（イメージアップのための活動）と切り離された地域社会での社会貢献活動と判断できるときは、広く「市民公益活動」の一環として把握し、その相互の連携を諮っていくことは、「市民公益活動」全体の活性化のために、必要かつ有益なことであると考えます。

#### （注1）フィランソロピー

企業等が財団などを通じて民間の社会貢献活動に資金等の援助をすること。企業の社会貢献活動と呼ばれています。

#### （注2）TMO = タウン・マネジメント・オーガニゼーション

中心市街地活性化法により、中心市街地の商業等を活性化させるため商工会議所を中心にハード・ソフトの両面から総合的に企画・調整して実施する機関をいいます。

#### 「（市民公益活動）団体」に関する議論

「（市民公益活動）団体」といえるためには、非営利目的であることのほか、「団体（活動主体）としての基本的なルールが定められていること」が必要です。

市民公益活動を行う主体としては、個々のボランティアやその緩やかな結合体であるボランティア・グループから、社会福祉法人やNPO法人のように法人格を有するしっかりとした組織体まで、実に様々なものがあります。しかし、複数

人で市民公益活動をしているものがすべて「市民公益活動団体」なのではなくて、「市民公益活動団体」といえるためには、団体としての必要最低限のルールが定められていることが必要だと考えます（もちろん、このことは、個々人の行う活動が「市民公益活動」でなくなることを意味するものではありません。）。

その基本的なルールとは、団体の運営や代表者の選出方法に関する約束事が定められていること、団体の財産が、その構成員個々人の財産とは別に管理されていること、ということが出来ます。これらのことが要求されるのは、社会貢献活動を継続的に行っていくためのものであり、必要最低限の「信頼と責任」を保障するためのもの、ということが出来ます。市民公益活動であっても、一定の公共サービスを担う主体として、受益者としての市民との「信頼」関係において継続的・安定的なサービスを提供するための「責任」ある組織体制の整備が求められるからです。

なお、この団体の基本的なルールに関しては、「きちんと情報公開がなされていること」を追加するべきではないか、という議論がなされることがあります。このような要件は、市民公益活動を継続的に行う団体として望ましいことだと言えますし、また、行政との関係で補助金等の交付や事務事業の委託の相手方となる場合には必要な要件とも考えられます。しかし、現在の実態に照らして考えると、多種多様な市民公益活動団体のすべてにこれを要求し、これを満たさない団体は「市民公益活動団体」とは呼ばない、というような姿勢は、これから市民公益活動及びこれを行う団体の活性化・促進策を講じようとする場合、あまり現実的な態度ではないと思われます。

#### 〔参考〕市民公益活動の様々な担い手

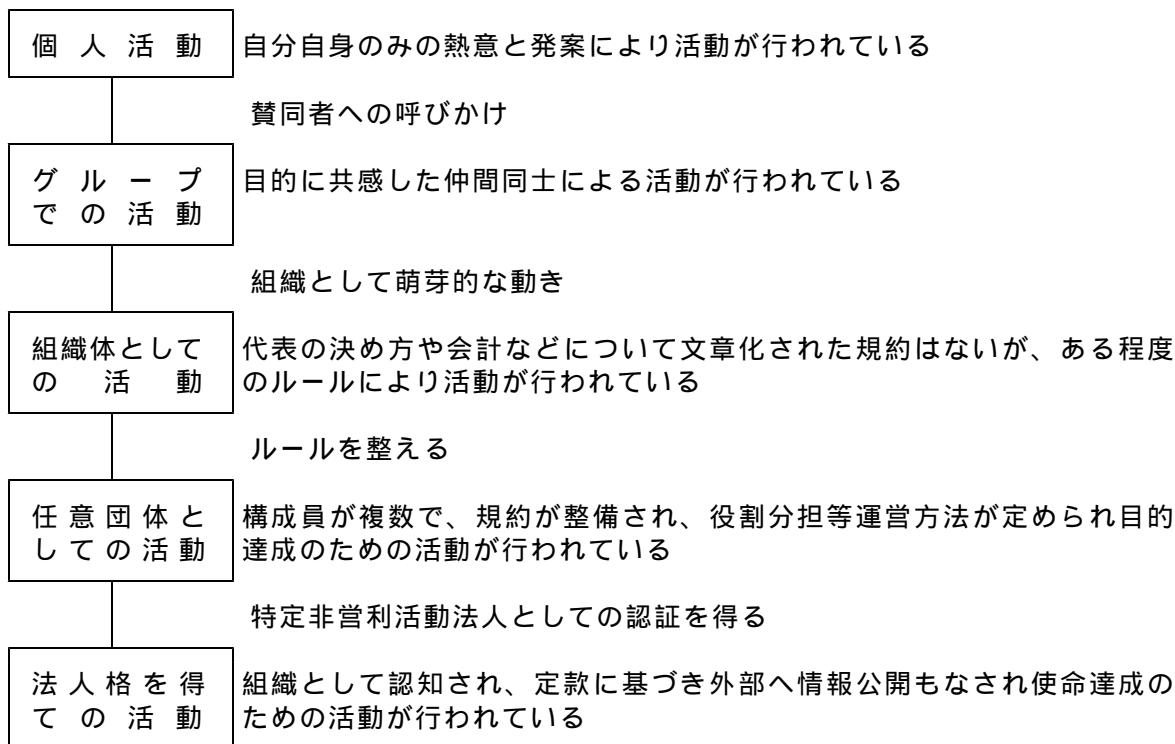
特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の施行により、市民公益活動団体＝NPO法人という形式的なとらえ方も一部にはあるようですが、それはあまりに狭い考え方です。市民公益活動の担い手は、実に多種多様なものだからです。

図1は、社会的な使命（ミッション）を実現しようという個人の「想い」や「志」から始まった活動が、事業体として組織化され、法人格を取得するまでの一般的な流れをモデル的に図示したものです。簡単に説明すると 一般的な流れとしては、社会のために役立ちたいとの個人の想いからボランティアが生まれ、志を同じくする何人があつまとグループとなり、活動をするためのルールを持つボランティア団体へと進み、さらに活動の充実を図るため権利能力なき社団（任意団体）となり、法人格を得ると特定非営利活動法人となる、といったモデル例です。この図で言えば、上述した市民公益活動団体としての基本的なルールを定めていると言えるのは、の団体ということになります。

もちろん、法人格を得ることが全てではありませんし、自主性に基づくそれぞれの活動があつてよいのですが、企業や行政とともに社会を担う存在として活動の充実に対処し社会的認知を得ること、あるいは行政との協働や信頼の確保という観点からは、法人格あるいはそれに準じた団体としての基本ルールが確立されていることが必要でしょう。



図1 市民公益活動の様々な担い手



〔まとめ〕

繰り返しになりますが、以上の整理は、「市民公益活動（団体）」について最大公約数的な定義（特徴）をまとめたものです。この整理を踏まえて、今後、佐倉市における市民公益活動（団体）に対する支援施策が講じられるよう要望いたしますが、あくまでも、個々の支援施策ごとに、その対象となるべき市民公益活動の範囲や団体が決められていくことになるわけですから、ここでの整理は、その最も基本に位置する緩やかな定義（特徴）にすぎません。

しかし、これまでの議論を整理する形で述べてきたように、従来の議論に必要以上に縛られることなく、できるだけ幅広い市民公益活動（団体）を対象としていくような基本姿勢だけは大切にしたいと願っております。

なお、NPOについての用語としては、活動から見る場合は「市民公益活動」とし、団体として捉える場合は「市民公益活動団体」とすることとします。

（2）市民公益活動の背景と期待される役割

社会の構造改革という点で、現在は明治維新、戦後改革に続く第3の改革期といわれています。規制緩和による市場経済の活性化が図られるとともに、市民に自己責任が求められるなかで、市民公益活動が必要とされています。地域社会に

おいても、公・共・私（プライベート）相互の関係を見直すことが求められています。

市民社会を全体コミュニティとして捉えると、市民の定義は「公共性を持った市民」になります。

## 背景

### 市民社会のあり方（総論として）

新しい市民社会とは全体コミュニティのことであるとされています。新たな社会関係を考える上では、市民社会のあり方、市民とは何かということが問われており、今一度確認しておく必要があります。

国家（政府）と社会の関係、市民の捉え方について図で表すと、図2から図3へと移行していることが理解される必要があります。

図2 公私二元論の世界

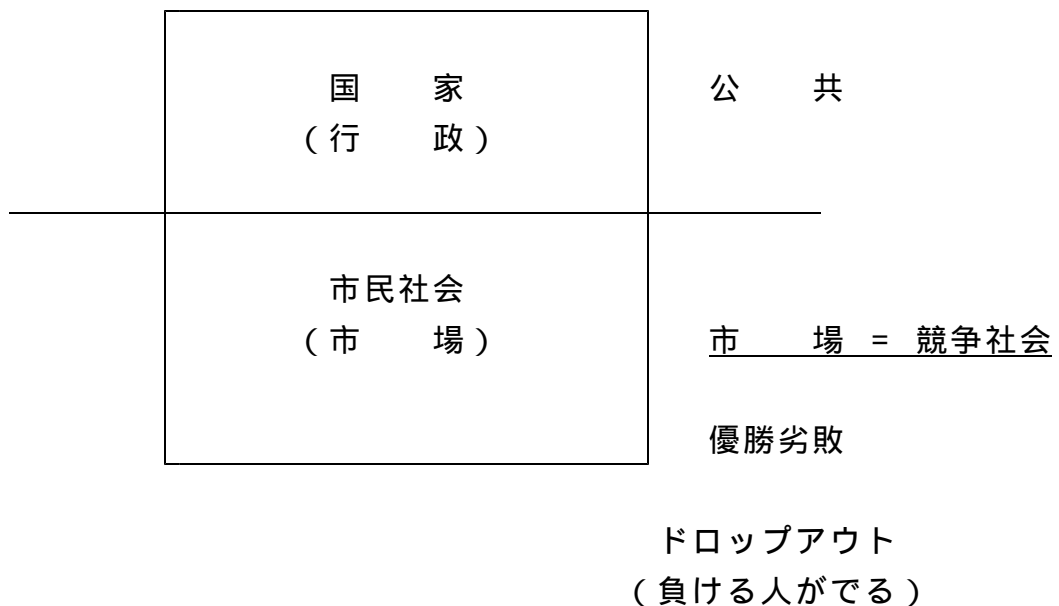
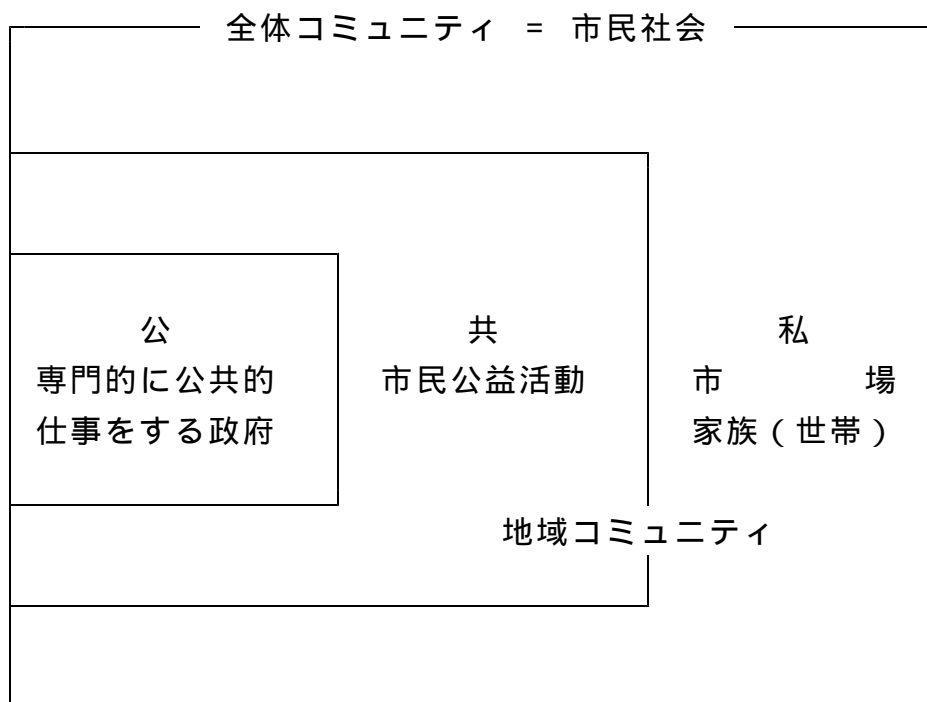


図3 市民社会全体をコミュニティと位置付ける世界  
(公・共・私の関係)



従前は社会を公的な部分と私的な部分に分けて考えていました。公的な部分は国家とか行政であり、私的な部分が市民社会です。このような分け方での市民社会は、市場原理に基づく無秩序な社会としてイメージされてきました。こうした社会を社会道徳の観点も含めて統制する国家や行政が一段高い存在とされ、公共的な仕事は国家や行政が独占すると考えられてきました。この関係は公私二元論と呼ばれています。

また、公私二元論では、行政は政治に対し中立でなければならないとされ、政治が決めたことをそのまま実行するのではなく、行政そのものに継続性など固有の役割があるものとされてきました。

これに対し現在の社会は、社会そのものが全体としての市民社会であり、しかも市民社会そのものが全体としてコミュニティであると位置付けられています。

その市民社会 = 全体コミュニティの中に、専門的な公共の仕事をする機関として行政があり、市場もあれば、地域社会もあるし、家族(世帯)もあるということになります。これら全体で社会が構成されるとしています。

この考えをすると、個人や家族については自己決定が基本となるものの、無理な部分については全体コミュニティの問題として「公」、「共」が扱うこととなります。すなわち、市民社会が全体として公共性を担うという考え方です。

つまり、全体コミュニティとして公共的課題を担いますが、その中で必要な部分のみ政府が担うという考え方です。例えば、市場において行きすぎが生じた場合に公正取引委員会が出て行くというようなことです。一方で、行政にたいしては、情報公開を積極的に行い、市民の評価を受けることが求められています。

こうした捉え方をすると、市民のあり方も公共性があり自立し、自律性を持った市民の存在が必要となります。

我が国においては、戦後すでに変わるべきチャンスがあったものの、依然として公私二元論的な発想が残されて来ました。

しかし、財政赤字等により行政の見直しが求められ、法制度的には2000年の地方分権一括法により、社会のあり方についてコミュニティに基礎を置く考えを取ることでなりました。また、地域に主体性が求められるなかで、市民像も変わったということは理解しておく必要があります。市民社会のなかでの、あるべき市民というものを様々な機会を捉え考える必要があります。

## 社会システムに関する要因

我が国では、これまで企業と行政が社会の主役であったと言われていましたが、阪神・淡路大震災を契機として、ボランティアやNPOに関する評価が高まりました。このことは、行政の一元的な公共サービスの提供では、被災市民の様々な要望に対応できなかったことを意味します。

これまで行政が中心となって担ってきた公共サービスについて、少子・高齢化社会、生活環境の変化などに加え、市民ニーズの多様化等により、現在では公平・平等という行政の行動原理が障害となって、硬直性の改善が指摘されています。

一方、行政が市民の様々な要望に応じようとした結果は、行政の肥大化と市民の依存性を助長してしまったとの指摘があります。経済情勢を考えても、今後、行政が全ての公共サービスを提供することは困難です。

そこで、行政改革とともに、行政サービスで対応困難な課題については、市民との協働（注3）やパートナーシップ（注4）による方法も検討すべきであるとされています。新しい社会システムの構築という観点からは、「公」と「私」の間に「共」を位置付け、社会を2極構造から3極構造とすることで、課題解決への選択肢を広げることが求められています。

### （注3）協働

協働とは、相互に独立した組織や個人どうしが、個別の事業について取り組みの方法は少し異なっても共通の目的がある場合に対等の立場で協力・協調して取り組むことであり、これに対して協同とは目標と取り組み方を同じくする場合に協力して実施することとされている。

ます。

#### (注4) パートナーシップ

行政と市民公益活動団体及び企業等との関係では、共通の目的に対し、相手の特性を尊重して、協力・協調の関係で協働していくこと。従って、主体性を持って自立した団体同士の関係であることに注意が必要であるとされています。

### 文化的、社会的要因

現在の社会情勢を見ると、学校や家庭など様々な分野で従来の関係性が解体しつつあると指摘されています。

このことは、行政による公益の独占という考え方ともあいまって、市民にコミュニティのために割く無償の時間の大切さが見失われてしまったことを意味します。また、賃金を得るための仕事と私生活のみに関心を抱き、干渉や連帯を嫌う市民が増えてしまったことなどにより、公共に関心を寄せる市民と無関心な市民の2極化が進んでしまったことにもよるといわれています。

これらの状況から、人間関係が薄くなり、地域社会において相互協力の欠けた状態が続き、緊急の場合の家事援助なども課題とされてきました。

地域コミュニティの問題については、町内会・自治会など地縁による団体の取り組みとともに、人と人をつなぐ新たな試みも行われていますが、この部分で行政ができることは限られています。市民公益活動が必要とされるのは、プライベートな領域を守りながら公と共がどう関わるかが課題となっているからです。

また、市民社会の関係では、多くの人々から青少年はもちろん成人も対象とした教育の必要が指摘されています。

一方、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと「豊かさの質」が見直されるなかで、人々には自己実現のための多様な選択肢を求める動きも高まっています。市民公益活動をとおして人間関係を構築し、さらには地域で共生することによる、存在感、達成感、充実感が求められており、機会さえあれば共に活動しようとする市民が増えているという背景もあります。

### 市民公益活動に期待される役割

市民公益活動には、新たな社会の担い手として、多様なニーズへの対応とともに、人と人とを結びつけ、生きがいを生み出すものとして期待されています。

## 多様な市民ニーズに対応したサービスの提供

行政は、同一水準のサービスを安定的に供給するという面では優れていますが、法規等の手続きや、国・県等との関係もあり、柔軟性に欠けるという面があります。また、企業はフィランソロピーなどの社会貢献活動を行っていますが、組織としての継続性を図ることが求められるため、収益につながらない事業には手を出しづらいという現実があります。

これに対し、福祉の関係でも、ボランティアの協力があることで、より細かな対応が可能となったとの報告があります。市民公益活動には、公平原則や利潤にとらわれることが少ないことから、市民の多様なニーズ・新たなニーズに対し、臨機応変に対応することが期待されています。

21世紀の地域社会を、より豊かな社会とするため、市民・企業・行政それぞれの部門の役割分担と活動の充実が求められています。価値観の多様性が尊重された健全な社会とするためにも、様々な市民公益活動の充実が必要であると考えます。

## 自己実現と協働社会の創造

### ・心豊かな社会づくり

行政との関係で、市民はサービスを受ける主体であるとの意見もあります。しかし、ボランティア活動の原点として、自分たちの街を守るための活動があるように、まちを守り・育てるのは市民であると認識する必要が指摘されています。市民一人ひとりが主役となり開かれた社会とするためには、市民が、自己責任と社会連帯を意識した上で、自由に語り、気軽に社会貢献活動へ参加できることが大切です。市民公益活動には心豊かな社会づくりに貢献することが期待されています。

### ・さまざまな人への配慮

市民公益活動等についての重要性が、啓発活動などを通して強調された場合、活動する人間のみの評価が高まってしまうことが心配されています。活動に無関心な人や活動しない人と、活動したくてもできない人、活動の認識ができない人等に対しては、異なった配慮がなされなければなりません。

ノーマライゼーションの考えにもあるように、社会には様々な人が生活しているのが当然の姿です。人が人として存在していること自体に意義があるという大前提を忘れてはならないからです。

人権の意識こそが様々な社会問題解決の基本であり、さらに交流から相互理解が生まれ、活動から心の糧が得られる場合もあります。市民公益活動には、様々

な人に配慮した活動が期待されています。

- ・ 市民による自己啓発

あるべき市民社会の実現に向けては家庭教育、学校教育、生涯学習などの分野で教育と啓発が重要であることは誰も認めるところです。また、様々な分野で、市民を対象とした啓発には市民自らの活動が効果的とされています。啓発活動を行政に求めるのではなく、市民の中から市民による仕掛けが作られることが大切であることを認識すべきです。

- ・ 自己実現と活動の機会

各種の社会貢献活動が活発化することで、高齢者や障害者、より一層の女性の社会参加が進むことにより、多様な生き方、自己実現の場が増えることが期待されています。

また、現在のところ少数ですが、特定非営利活動法人では、専従スタッフや事務局職員として定年退職者やキャリアを積んだ人が従事しています。人は活動に主体的に関わることにより、精神的な豊かさの中で生きることを意味されることの報告もあります。

これらのことから、市民公益活動に対し、新たな働き場所の提供という面から期待が寄せられていますが、法人化された団体であっても何人もの常勤職員を抱える団体は多くありません。また、長時間労働等の課題も抱えており、長期的には雇用に結び付く可能性があるとしても、短期的には困難とされています。

現時点では、協働の側面から行政の行うべき事業の見直しと、企業等との役割分担などについて各方面で検討されることが必要であると思われます。将来へ向けは、これらの結果として市民公益活動の認知が広がることにより、ワークショップにつながる可能性も見出せることとなるものと考えます。

### ( 3 ) 市民公益活動の課題

市民公益活動には、自己責任とともに信頼（社会的認知）を得て継続的な活動を行うため、様々な課題が指摘されています。

#### サービス面での課題

一般に市民公益活動については、自発性、善意性、公益性の外、継続性が大切な要件とされています。

継続性については、サービスの提供との関係で問題とされることもあります。サービスの相手方がある場合は、その継続性が課題となります。特に無償の活動

では、サービスの受け手から問題点を指摘することが難しいこともあり、まさに一人ひとりの姿勢が問われています。

市民公益活動には、任意であるため実施する事業に対する不安定さが拭えないという指摘をされることがあります。サービスの安定性と信頼性の確保が今後の重要な課題とされています。

### 自立と自己責任の課題

市民公益活動が、社会貢献を目的とするとしても、自己責任により組織を整え、必要な資金等を自ら確保し自立することが、本来の姿であるとされています。

そのため、特定非営利活動促進法では収益事業が認められています。団体自身に対しては、よいことを行うのだからという甘えを捨てること、そして活動に必要な人材・スタッフ等も含め自分たちで用意すべきとされていますが、団体の自立までには多くの課題を抱えています。

活動を実施する上では、事故も想定しておく必要があり、リスク管理について指摘されることがあります。

また、市民との関係では、例えば介護保険制度にあるように家庭の役割が行政の分野に取り込まれるなど、公と私の境がはっきりしなくなっているという状況もあります。共の分野を公と私の間際に設けるとしても、市民セクターの係わる範囲をどういう形とするかは今後の課題として残されています。

### 活動上の課題

新しい市民セクターとして、市民公益活動に対する期待が高まっていますが、活動を展開する上では、以下のような点が課題として指摘されています。

- ・ 資 金：団体立ち上げ時だけでなく、新規事業への取り組みなど様々な場面で、資金の確保が課題となっています。
- ・ 人 材：一緒に活動してくれるメンバーの確保に加え、寄付に応じてくれる人、イベント等への協力者、専門知識が必要な場合の有識者の確保等も課題となっています。
- ・ 活動拠点：会議、研修、作業等を実施するための会場等の確保が課題となっています。
- ・ 情 報：他団体との交流、行政等の関連情報を得るための情報収集、あるいはイベントや活動内容を紹介するための情報発信の手段確保等が課題となっています。



- ・その他：団体としてのルールの整備に加え、法人格を取得しようとする場合の手続き書類だけでなく、法人格取得後の税務、会計、労務などの業務に対処できるマネジメントの向上も課題とされています。

## 2.佐倉市における市民公益活動団体の現状と課題(アンケート調査結果の概要)

今回、市民公益活動と行政との関係を検討するに当たり、市民公益活動団体の実態等についてアンケート調査が行われました。調査にあたっては、特定非営利活動法人だけでなく、社会福祉協議会のボランティアセンターへ登録している団体と、市の関係各課が把握している団体等134団体を対象に調査依頼を実施し、115団体から回答が得られています。アンケート調査の結果及び懇話会での議論を通じて得られた状況は、以下のとおりです。

### (1)団体の現状

福祉系の小規模な団体が多く、活動も市内に限られる傾向があります。  
一方、環境問題に取り組む団体には、市を超えた活動も見受けられます。

### 設立経緯

友人、知人の呼びかけで集まり団体が形成されたケースが半数以上であり、次いで、公民館等の受講生や同好の仲間の集まりをきっかけとしたものを含めると90団体を超えています。また、設立年については、平成となってから設立された団体が38団体と3割を超えるなど比較的若い団体が多い傾向にあります。

### 活動分野

主たる活動分野として福祉関係をあげた団体は54団体です。複数回答を可としたため、総数を超えてしまいましたが、主たる活動以外で福祉関係の何らかの活動をしているとした84団体を加えると138団体となります。傾向としては社会福祉系の活動に取り組んでいる団体が多いという状況です。

一方で、主たる活動として環境問題への取り組みをしている団体は10団体あり、これに主たる活動以外に環境への取り組みをしているとした32団体を加えると、42団体となり、環境問題への関心の高さがうかがえます。

## 活動範囲

活動の範囲については、市内全域とした団体が32団体で、これに居住地程度と各地区を含めると団体の大半は市内で活動していることが判明します。このことは、主な活動場所の回答で公共施設や地域とした団体が多いこととも比例していると考えられます。

## 団体規模

会員数については、30人以下の団体が71団体と半数を超えており、小規模な団体が多く、法人格を有しない任意団体がほとんどを占めています。

財政状況については、予算規模30万円以下の団体が73団体と過半数を占めています。また、会費収入10%未満の団体が50団体であり、事業収入についても10%未満の団体が79団体となっています。

なお、行政からの補助金について、10%未満の団体が60団体なのに対し、10%以上の団体が55団体あるのは社会福祉協議会からの助成も加えていることによると思われる。

以上の状況から、奉仕活動を中心としたボランティア活動が多く、活動のための収益事業を実施している団体は少ないということがうかがえます。

## 活動状況

活動状況については、安定しているとした団体が64団体という結果でした。これに対し、順調に拡大しており今後も拡大が見込まれるが22団体、活動を拡大したいが思うように拡大できないとした団体は18団体です。このことは、ボランティア団体が多く積極的な規模の拡大にとらわれていないこととも関係しているものと考えられます。

一方で、活動が拡大しているとした団体と活動を拡大したいという団体を合わせると40団体になることから、当市においても活動の充実に向けた動きが活発になりつつあります。

### (2) 団体から提出された今後の課題

団体としての継続性と活動を推進する上での障害を少なくするため、情報、人材、活動場所、資金等が課題として取り上げられています。

## 活動の信頼性と透明性

団体の信頼性確保ということでは、規約等について明文化されたものがあると回答した団体が75団体でした。また、活動計画についても総会若しくは役員会等で年間計画を立案するとした団体が83団体あることは評価されます。

しかし、一方で会報も発行しているが、会員への意志の伝達や市民への情報公開が十分に行えているかについては自信がないとの認識も示されています。

財政的な支援を考えた場合は、責任としての情報公開が求められますので、団体としてのルールの整備に加え、情報発信の手段を整備し活動の透明性を実質的に確保することが課題としてあげられます。

なお、関連する課題にボランティアグループで留まっている理由として、規約の整備や会計の整理が面倒だとする場合があります。相談の一環として、この点への対応も取り上げる必要が認められます。

## 活動上の障害

実際に活動をする上で、人材の問題が取り上げられています。リーダーや後継者不足をあげた団体が33団体、メンバーの偏りが21団体で課題となっています。例えば、会員の殆どが50歳以上の家事から開放された女性であり、メンバーの固定化が課題になっているとの認識などが示されています。

これに、新たなメンバーの確保が難しいとした35団体を含めると、複数回答を可としたものの、多くの団体が会員の確保に苦慮している状況がうかがえます。また、懇話会では活動に関する運営について責任者が一人で対処している団体が多いとの報告もあり、人的問題を課題としている団体が多いことが判明しました。このことと関連して、定年後の男性の活動が活発となってきており、基本的に歓迎すべきとの認識では一致しているものの、一部で企業など組織の理論を持ち込まれて困る場合があるとの指摘もありました。

次いで、他団体との交流の機会が少ないが19団体、他団体の情報や活動分野の情報が得にくいのが16団体、活動に必要な専門知識が不足している17団体、団体活動や団体運営の知識が不足している26団体と、情報関連の課題をあげる団体も多くあります。

さらに、会合等の場所の確保が23団体、印刷などの作業場所の確保が15団体、総会や研修会などの資料作成のための機器が利用しにくい8団体と場所等の問題が53団体から指摘されるとともに、資金の関係が27団体となっています。この外、リスク管理の問題を指摘する声もありました。

市内の団体の多くは、活動を継続する上で人、場所、情報、資金など広範囲な

課題があると認識していることがうかがえます。

### 行政との関係

行政との関係においては、行政施策に連携・協力するとの回答を寄せた団体が、45団体、行政サービスを量的・質的に補完しているとした団体が23団体、行政では対応できない活動を行っているとした団体が43団体、行政とは関係ないとした団体が20団体でした。このことは、設立の経緯が公民館活動等をきっかけとしている団体が多いことと関連していると考えられます。

また、行政と対等な関係でいたいとした団体が68団体、今後は係わりを持ちたいとした団体が16団体あることを考え併せると、自立した団体として行政と対等な関係でいたいとの姿勢が強いことがうかがえます。

なお、支援に関しては、行政からの支援を必要としないと考えている団体は少なく、66団体から市に対する具体的な意見・要望が示されています。内訳を見ると、公共施設の利用に関する要望が23団体、補助金等に関する要望が13団体、その他、活動のための機器の貸出し、市と市民との意見交換、広報の利用方法、団体相互のコミュニケーションなど様々な期待が寄せられています。

### (3) まとめ

佐倉市の市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体も多く、また小規模な団体が大半のため、活動を展開する上で様々な課題を抱えています。

その内容は、公共施設の利用など活動場所の確保、他団体との交流、活動資金の確保、知識の習得、情報の受発信、必要とされる人材の確保など、現在の活動の維持や障害を除くことに関する課題が主体となっています。ボランティア団体が多いこととも関係して、現在の活動がよりしやすくなるような環境の整備により強い関心が寄せられているように判断されます。

市が把握した団体のみで134団体あり、この外にも活動をしている団体があることを考えると、市民の活動は欠くことのできない存在となりつつあります。多種多様な活動が展開されることが健全な社会であること、活動の拡大に向けた動きもあることを考えると、行政として市民公益活動の基盤を整備するなど、より一層、活動を推進する取り組みが求められています。

佐倉市においても、市民によるまちづくりを支援するための「まちづくりさぼーと事業」をはじめ各種の補助制度があり、ボランティア活動等の啓発も公民館事業等として取り組まれていることは認められます。しかし、それぞれの担当課等により実施されており、総合性を図るまでには至っていないという状況にあり

ます。今後、庁内において関連施策の総合性を図ることが必要です。

### 3. 市民公益活動推進のための基本的方策

市民公益活動団体は、自発的で自立した団体として新たな公共サービスの担い手となることが期待されていますが、アンケート調査からも明らかなように、様々な課題も抱えています。行政が、個々の団体等からの個別具体的な全ての要望に対処することは無理でしょうが、社会的認知（風土づくり）や活動をする上での障害をできる限り少なくするなど、側面からの支援やインフラの整備は必要と考えられます。

また、市民公益活動の推進を考える上では、行政の対応と市民としてのあり方が基本となりますので、啓発事業も施策に含めることを望みます。

なお、行政の行う事業によっては、町内会・自治会や公益法人も施策の対象とすべきです。

#### (1) 推進に当たっての基本的な姿勢

市民公益活動あるいは市民公益活動団体の自主性・主体性を尊重し、公平・公正な施策を推進すること。

#### 市民や市民団体の主体性・自主性の尊重

市民や市民団体の活動について、補助など行政の支援が終わると活動も終わってしまうとの指摘があります。従って支援策を実施する上では、支援自体が自立を妨げる場合があることについても注意しておく必要があります。

つまり、市民公益活動の推進策を講ずるに当たっては広く全体を考えた基盤整備を中心とし、資金等の助成を行う場合には団体の主体性と自立性が促進されるような制度とすべきです。

#### 公平で公正な施策の推進

市民公益活動の推進に当たっては、多様な価値観を許容する市民社会を目指すべきですから、一部の価値観に偏ることなく、公平で公正な支援とすべきです。

事業によっては、市民参加により公平性・公正性を保障するための組織を設けることも考えるべきです。

#### 公開性、透明性の確保

市民公益活動推進事業の実施に当たっては、内容や手続きが公開で透明な状況で行われることが必要です。また、団体には支援された内容と履行の実態を明らかにすることを求められます。特に財政的な支援の決定には、公開性と透明性を確保する必要が認められます。

#### (2) 推進策の基本的手法

行政は、様々な活動が自主的に実行できるよう、障害をなるべく少なくするなどの環境整備やインフラ整備を推進すべきです。

#### 基盤づくり

地方自治体には住民の福祉を図ることが基本目的とされており、市民公益活動団体が活動しやすい環境・基盤を整備することは、行政としての責務に含まれるものと考えます。

基盤づくり、インフラ整備に関しては、行政の公平・平等という原則を考え合わせて、全体としての市民公益活動に関する社会的な認知の促進などできるだけ障害を取り除くという観点からの施策を実施すべきです。

#### きっかけづくり

「きっかけづくり」には、市民に対する施策と市民公益活動団体に対する施策とがあります。

市民には、自己実現を図りたいという市民や機会さえあれば活動に参加したいという人がいます。市民や専門知識のある人を求める団体もあります。こうしたことを踏まえた情報提供などの施策の推進が必要と考えます。

さらに団体に対しては、立ち上げ時や新たな事業に取り組む際の制度や情報の提供が考えられるべきです。

## ネットワークづくり

ネットワークづくりには、市民公益活動団体相互の関係、公益法人等との関係、さらには市民との関係も含め3つの側面があります。

第1に、市民公益活動団体については、情報発信の手段等を十分に有していないという状況にあり、情報交換含め他団体との交流を望む声があります。そこで、団体間の交流ネットワークを形成するための支援の必要性が認められます。

次に、市民公益活動と地域との効果的なつながりを維持することを考えると、社会福祉協議会等の公益法人や地域とを結びつけるネットワークも必要です。

最後に、市民公益活動をしている側、参加しようと考えている市民の側、支援しようとする側、サービスを受けようとする側、それぞれに情報が不足しているという状況があります。この状況を改善するためのネットワークを整備する必要も認められます。

### (3) 具体的に考えられる各種事業

佐倉市としての基本指針を定め、全庁的な理解と整合性を図った上で、各種事業を計画的に推進すること。

市民公益活動の推進にあたっては、佐倉市としての基本指針を定め、計画に沿って行われるべきです。事業の実施に当たっては無駄な助成や重複する施策を避ける必要もあります。全庁的な連絡体制を構築するとともに国・県の動向も見極めつつ各種事業を展開することが必要です。

推進策については、各論を検討する際に短期・中期・長期の位置付けをして、推進することを望みます。なお、数年に一度は、計画の見直しも行うべきです。

### 情報の収集及び提供

#### ・情報の収集

市民公益活動への参加のきっかけとなる情報や、各担当課等の施策に関する情報、さらには国・県等関係機関の情報の外、地域や全国の市民公益活動情報を収集・集積する必要が認められます。

#### ・市民への情報提供とその際の留意点

より多くの市民の参加という観点から、どのような団体が、どのような活動をしているかの情報に接する方法を広報紙だけでなく様々な手段を用いて、確保する必要があります。このことは、支援をしたい人、受けたい人の関係でも

同様ですが、情報の提供に当たっては、連絡先が個人の自宅という団体も多いので、個人情報の保護に十分注意する必要があります。

市民公益活動は、特定非営利活動促進法の精神からも、宗教活動や政治活動が制限されていることを踏まえて実施する必要があります。

- ・ 団体への経営情報等の提供

市民公益活動を行う場合の経営ノウハウや専門知識の習得に関する要望を踏まえた事業の推進について検討する必要があります。

また、各団体が活動を展開する上で、利用できる助成制度等に関するメニューをまとめておき、提供に努める必要が認められます。

- ・ 市民公益活動団体の登録

特定非営利活動法人の中にも、その活動内容に批判が寄せられている団体があり、団体リストの整備に関してもチェック体制を検討しておく必要が認められます。また、登録制度のあり方についても調査研究がなされるべきです。

## 交流ネットワークづくり

既存の団体からは、参考となる他団体の情報取得に加え、イベント開催時の協力や意見交換なども含めた人的交流が求められています。また、団体相互の交流ネットワークの構築については、活動等の紹介も含め双方向の情報の受発信ができる新たな情報ネットワークシステムについても検討の必要が認められます。

## 市民への啓発

懇話会では、市民公益活動により関心を持ってもらうため、より多くの市民や児童・生徒に対し、啓発事業を展開することが課題として取り上げられました。

- ・ 広報活動の充実

市民公益活動の必要性が取り上げられてから歴史が浅いことに加え、無償の労働に関する理解も低いという現実が指摘されています。今後の進展を考えると様々な媒体を活用した広報の充実を検討する必要があります。

- ・ 市民公益活動に関する啓発の推進

市民公益活動の大切さを周知することは、基本的には教育の問題です。児童や生徒への啓発が学校教育で行われることはもちろん、生涯学習の一環として大人への啓発も実施し、市民参加を促進する必要が認められます。

このことについては、市民公益活動団体との協力も視野に入れ検討されるべきです。



## 活動場所、資機材の提供

活動インフラとして、他団体との交流の場所・情報に接することのできる場所、さらには研修や会議及び印刷などの作業に活用できる施設が必要です。また、市の公共施設についても、利用可能なものから活用するという方向で、関係各課で検討されることを望みます。

特に、各種情報が整備され、他団体との交流が図れる拠点の整備は緊急の課題であると認められます。施設としては、市民公益活動の拠点として、市民や各団体が共用で使用する（仮）市民公益活動サポートセンターの設置を望みます。

設置場所としては利便性のある場所、休館日をなくし、夜間も開放すべきですが、一部条件を満たさないとしても早急に確保される必要があります。

### （仮）市民公益活動サポートセンター

サポートセンターは、市民公益活動の主体性と創造性を損なうことなく、市民及び様々な団体の活動や団体相互の連携を図ることを側面から支援する場所とする必要が認められます。

#### ・活動の場としての機能整備

交流ステーションとして、誰もが自由に打ち合わせや交流のできるフリースペースが必要です。また、研修等にも使用できる会議室や活動を支援するためのパソコン・コピー・印刷機・紙折機及び各団体が使用できるロッカー（登録性）等も設置される必要があります。

#### ・情報提供の場としての機能整備

サポートセンターは、市民公益活動に関する書籍、資料に加え、行政情報、各種団体の情報、イベント情報等を得られる場所とする必要があります。

#### ・サポートセンターの運営

当面は、市民による（仮）運営協議会を設け民主的な運営に心掛けることとし、将来に向けては民営化についても含め検討すべきです。

## 相談体制の整備

地域での活動を主体とする市民公益活動の性格を考えると、市役所だけでなく（仮）市民公益活動サポートセンターのような身近な場所に相談窓口を設ける必要があります。また、相談体制を整備するに当たっては、活動を展開する上での様々な相談に対応するため、関係機関とも連携する中で相談機能を確保することが望まれます。

## 活動に関する学習機会の提供

各種団体の活動を推進するため、関係機関とも連携しマネジメントや活動を展開する上で求められる知識・技術の習得のために講習会等を開催することが望まれます。

## 財政的支援の検討

公的資金を支出することとなるので、情報公開とともに運営責任の明確化が必要となることと考えますが、組織としての要件を備えた団体については、財政面での支援制度を採用すべきです。

### ・補助金制度

市民公益活動団体が十分な活動資金を調達した上で、立ち上がることは困難です。また、既存の団体であっても自立という面では課題を抱えています。これらを考慮し、基盤整備の一環としてサンセット方式（いつまでも補助を継続せず、数年単位で是非を見直す）の事業費助成等について検討の必要が認められます。

ただし、佐倉市においては既に各種の助成制度があるので、それらとの整合性を図るとともに、活動の多様性に対応できる市民参加の促進を目的とした助成制度を検討すべきです。

### ・基金制度

基金は、資金の使途やテーマ等に関して比較的柔軟な対応が可能とされています。市民や企業から寄付を募る募金型の制度創設について、協力する市民等の立場にも配慮した制度等を検討する必要が認められます。

### ・業務委託

行政と市民公益活動団体との関係で、共通の課題領域であり、目的を共有できるものについては、業務委託が成立し得ます。契約上の問題、透明性の確保など解決すべき課題もありますが、インフラ整備の一環として推進の必要が認められます。

### ・税制度の見直し

特定非営利活動法人に対する法人市民税の減免が、公益性に着目した措置であることを考えると減免制度の拡充についても検討の必要が認められます。

## 全庁的な支援の推進

市民公益活動は地域社会の様々な分野で取り組みがなされており、今後も広が

りを見せることが予測されます。市民、企業、行政との係わりを考えると、様々な対応が求められると考えられますので、全庁的な理解を得ることは大切です。

・ 職員の意識

地方分権一括法の制定等により地方分権が進められるなかで、市民の自己実現の欲求の高まりとも相まって多方面で市民参加が進められるとともに、市民公益活動への取り組みも盛んになっていることを職員が理解する必要があります。

また、市民社会と行政のあり方を考えると、行政の行うべき事務事業と市民や市民公益活動団体が行うべき事業との関係等について、事務事業の見直しも含め検討する必要があるとされています。このことについて職員の理解が得られるよう、職員研修を通じて周知徹底する必要が認められます。

・ 庁内連絡会議の設置

市民公益活動の推進にあたっては、基本指針に沿って行われるべきであり、無駄な投資や重複する施策を避けるとともに、各所属の意向を尊重しつつ各事業の総合性も図る必要があります。庁内に連絡会議を設置し各種事業を展開することを求めます。

・ 担当窓口の設置

市民公益活動は様々な担当と関係することとなりますので、それぞれが窓口としての認識を持つ必要があります。しかし、市民の活動は行政の担当にとられない複合的な活動もありますので、当面は、受け付け業務や各種助成制度の紹介に加え、問題に応じてゆるやかな調整機能を有する総合的な担当窓口を設置する必要が認められます。

・ 基本指針の策定

市の姿勢を明らかにし、庁内への周知を図るとともに、今後のサポートセンター設置や支援条例の検討、さらには各種施策を推進する上でも、条例等を見据えた基本指針を策定する必要が認められます。

- 当面の行政への提言 -

( 1 ) 活動場所、資機材の提供

活動インフラとして、他団体との交流の場所・情報に接することのできる場所、さらには研修や会議及び相談や作業にも活用できる市民及び各団体共用の拠点施設として、(仮)市民公益活動サポートセンターを設置すること。

## 条件

設置場所・利便性のある場所であること

開館日等・休館日をなくし、夜間開放することに向けての措置を講ずること

設備・誰もが自由に打ち合わせや交流のできるフリースペースがあること

- ・研修等にも使用できる会議室や活動を支援するためのパソコン・コピー・印刷機・紙折機及び各団体が使用できるロッカー（登録制）等も設置されていること

- ・市民公益活動に関する書籍、資料に加え、行政情報、各種団体の情報、イベント情報等を得られること

- ・相談体制も整えること

一部条件を満たさないとしても早急に確保される必要があります。

### （２）市民公益活動推進に関する各論部分の検討

市民公益活動を推進するための諸施策の実施に当たっては、財政状況等を考えると優先順位に基づく計画的な執行が必要と認められます。そこで、平成14年度において、（仮）市民公益活動推進懇話会を設置し市の基本指針策定の根拠とするため市民参加により、条例等も見据えた各論部分の検討がなされる必要があります。

### （３）全庁的な支援の推進

市民公益活動の推進には、市職員の理解が前提となります。また、総合的な取り組みを推進するためにも、職員研修の充実、庁内連絡会議及び担当窓口の設置をする必要があります。

### （４）市民への啓発活動の推進

市民公益活動への理解と市の姿勢を明らかにするため、市民向けの広報と講座等の開催に着手する必要があります。

### （５）市民への情報提供の推進

市民公益活動団体に関する情報提供について、アンケート調査を利用した1回で終わらせることなく、定期的の実施する必要があります。

おわりに

市民公益活動に関する総論として定義と役割、佐倉市の現状を踏まえた基本方針等について検討をいたしました。市においても財政状況は厳しいと承知していますが、具体的諸施策を協議する中で、行政として早急に取り組むべき課題として前述の事項を含め提言します。

佐倉市ボランティア・市民公益活動推進懇話会委員

(五十音順：敬称略)

氏名	選出区分	備考
系原幸子	佐倉市ボランティア連絡協議会	
海老原衡治	佐倉商工会議所	副会長
遠藤剛	公募委員	
黒田啓子	佐倉市ボランティア連絡協議会	
小島許子	佐倉市社会教育委員	
竹内淳	学識経験者	会長
塚田雅二	学識経験者	
中野英樹	印旛沼広域環境研究会	
中野芳典	ニューモラルクラブさくら会	
中村克巳	佐倉市公民館運営審議会	
茂木道子	佐倉市民生委員・児童委員協議会	
横淵タカ子	公募委員	
鈴木庸夫	千葉大学法経学部教授	コーディネーター
橘幸信	元千葉大学法経学部助教授	オブザーバー